

【資料】 エネ条例案、県議会への付議後の経過について

【2月12日、県議会付議に付けられた「知事としての意見」】

◆知事としての意見：「①県内の総エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの割合は約2.6%(平成23年度)だが、②今後、県内全域で自立を目指すとするれば、約40倍の再生可能エネルギーの生産が必要」。「約40倍」にする場合にはさまざまな「困難」があるとして、したがって、「慎重に対応することが必要」。

◆知事意見の根拠となる図表が、全員協議会での配布資料である。

【2月12日、部局長の「知事意見の説明会」=「意見交換会」】

◆請求者側は、全員協議会資料の「40倍」の誤りを指摘し、正確な資料への差し替えを要求した。

◆部局長は、理由もなく差し替えを拒否した。

【2月18日、請求者側から知事に対して「緊急要請」】

◆1週間経っても、県からの訂正がなかったため、請求者側から、18日付「緊急要請」を知事宛てに提出した。

「申請された条例案の内容そのものを歪めたり、結果としてであっても誤解へと導いたりするが如き権限が知事に与えられていないことは明らかだ。」

◆「知事意見」の前提となった「2.6%」と「40倍」の数値には、事実関係における重大な誤りがあり、その根拠となった全員協議会資料のデータについて、正確な数値への可及的速やかな見直しと訂正、差し替えを文書で要請した。

訂正すべき点は、次の2点であることを指摘した。

- ① 平成23年の再エネの割合は「2.6%」ではなく、正しくは「9.2%」。
- ② 再生可能エネルギーの必要拡大量は「40倍」ではなく、正しくは「5.4倍」。

【2月20日、請求者側から知事に対して「質問書」】

◆請求者側から、20日付「質問書」を知事宛てに提出した。

◆審議の出発点となるべき客観的事実について、議員と県民とを含めた共通認識を築くための「質問書」の提出である。

議員にも県民にも誤った情報を流した責任を自覚してもらい、撤回、差し替えを要求したものである。

◆「知事としての意見」(2/12)によって誤報が流されたまま、会期の半分が経過した。このままでは、公平な条例審議は望めない。よって、①まず、「知事としての意見」を撤回・修正すべきである。そして、②間違った情報で失われた審議期間(2週間余)を

事実上回復する補てん措置を行なうための努力を、知事としてすべきである。

*この措置とは、審議の延長、継続審議等を想定したものである。

【2月27日の「知事回答」及び部局長の「知事回答の説明会」＝「意見交換会」】

◆文書による「知事回答」とそれに続いて部局長による「回答の説明会」

◆「知事回答」文書では、

1. 再エネ「約40倍必要」論を正当化するために、再エネの現状を過小算定。
 - ①熱供給量(熱生産量)の現状を、資源エネルギー庁統計を使い「ゼロ」に。
⇒県は現状把握もしていない。エネ自立時の再エネ必要量を過大算定するために、熱供給量(熱生産量)の現状を「ゼロ」として過小算定。
 - ②小水力だけを再エネとした理由を、条例案第2条の定義と説明。
⇒第2条の「自然由来の資源を活用して得られるエネルギー」と明記した再エネ定義を恣意的に歪曲し、エネ自立時の再エネ必要量を過大算定するために、再エネの現状から大・中規模水力を除いて過小算定。
2. 再エネ「約40倍必要」論を正当化するために、省エネ対策の効果を無視。
 - ③エネルギー自立の時点における総エネルギー消費量について、「仮に、県内のエネルギー消費量に変化がないといたしますと、現在の約40倍の再生可能エネルギーの生産が必要」(2/12)の繰り返し。
⇒条例の基本理念の一つが省エネの推進である以上、省エネ対策を除外する「仮定」は論外。自立時の必要再エネ量を過大化する恣意的操作。
3. エネルギー改革と地域経済・社会の振興を結合する条例案の真髄を無視。
 - ④既発表の大規模風力発電やメガソーラーの経済波及効果は「今後検討する予定」。つまり、未検討。
 - ⑤再エネ・省エネの経済分析やメリットとデメリットを含む副次効果も未検討。
 - ⑥「島根原発において過酷事故が起こった場合の損失や、今後稼働する場合の経済効果などについては、国の見解を良くお聞きした上で検討する。」
⇒検討していないのは、地域経済・社会の振興を計画目的としていないから。
4. 条例案が求める県エネルギー自立基本計画は島根県にないこと。
 - ⑦エネルギーの需・給双方を含む県計画はない。2月17日に庁内検討チームで準備を進めていくことを決定。
⇒条例制定請求を否定するために、急きょ、対抗的な検討開始。
5. 2月27日の「知事回答」の結論
回答の末尾に「参考」として、結論が下記の通り述べられている。
「いずれにしても、大幅な再生可能エネルギー生産量の拡大が必要になります。「知事としての意見」で述べたように、「膨大な量の再生可能エネルギーの導入を目指す」ためには、「国による固定価格買取制度などによる財源の確保、電力安定

供給のための技術開発、発電に適した用地の確保や土地利用の規制緩和など様々な面で、国の関与や対応が必要」であり、「エネルギー自立のための「基本計画」を現実的で実効あるものとして策定し、実行することは、困難」という考えは変わりません。」

【3月7日、県議会議長に「緊急要請書」を提出】

◆緊急要請書のタイトルは、「3月5日の総務委員会審議に疑義があり、審議のやり直しまたはその他の善処を求める(緊急要請書)」である。

◆県議会総務委員会に対して、県執行部が、上記のような条例内容を歪める誤った資料を提出し、「実効性ある計画ではない」と結論付けた説明を行なった。複数の委員から、県執行部提出資料の問題点が指摘されたが、大屋総務委員会委員長は、委員会がどの数値を正しい数値として採用するかの確認をしなかった。

その結果、委員会としての「共通・公認のデータ」を持たないまま、委員からは、「相当な負担が出る。本当に覚悟があるのか」、「省エネ・再エネで生活レベルの維持は困難」、「県財政的にエネルギー自立は非常に難しい」、「実現が困難な条例をつくるわけにはいかない」(3月6日付「毎日新聞」)等の意見が出され、採決に至ったものである。

◆事は、数値の問題だけでなく、島根県と県民の将来に深く関わる問題であり、多くの県民の願いである。請求代表者は、この総務委員会の審議に疑義があり、審議のやり直しまたはその他の善処を要請し、請求の趣旨については賛同の意見が多いことから、次の2項目の再考を要請した。

- 一、請求の趣旨を生かすべく、なお時間をかけて検討を行なうこと。
- 二、県議会としても、別途研究会を設ける等して分析を深めること。

【3月11日、県議会本会議】

島根県議会は、県民が直接請求した「エネルギー自立条例」案を否決した。条例案は、原発災害の不安のない豊かな島根に向かって歴史の舵を切り変えたいとする県民の願いであった。

だが、県議会は、誤った「知事としての意見」を修正もできず、無批判に追従するだけで、県民の代表機関としての責任を放棄した。知事も議会も、考え方は条例案と同じ方向だと媚を売りながら、否決という言行不一致な行動を行なった。